

育てましょう! みんなの条例

上富良野町「自治基本条例」



町では、「自治基本条例」の制定を目指しています。

この「自治基本条例」は、町民が主体となったまちづくりを進めるにあたっての、基本的なルールを定めたものです。

わたしたちのまち「上富良野町」をより良いまちにするために、町民の皆さん、議会、そして行政がそれぞれの役割に応じて今まで以上に連携・協力し、情報共有と協働のまちづくりを進めていく必要があります。

この条例が施行され、「住んでいてよかった・これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを、みんなで進めていきましょう。

上富良野町

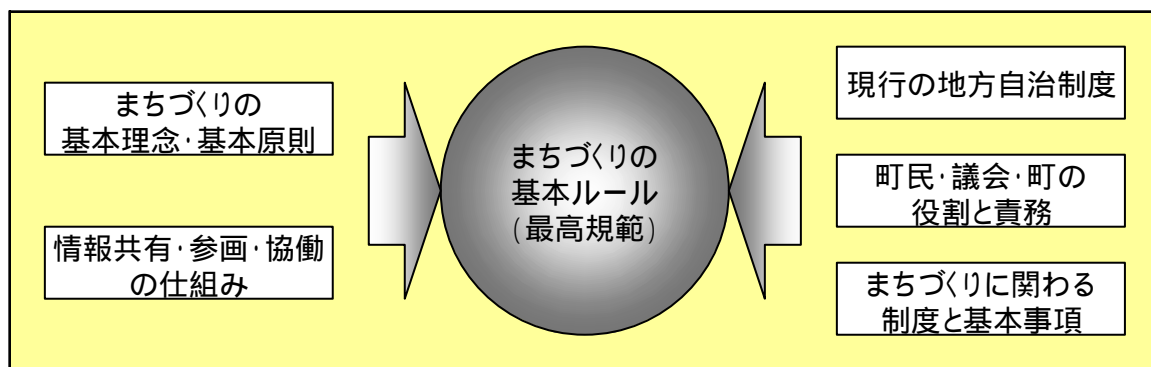
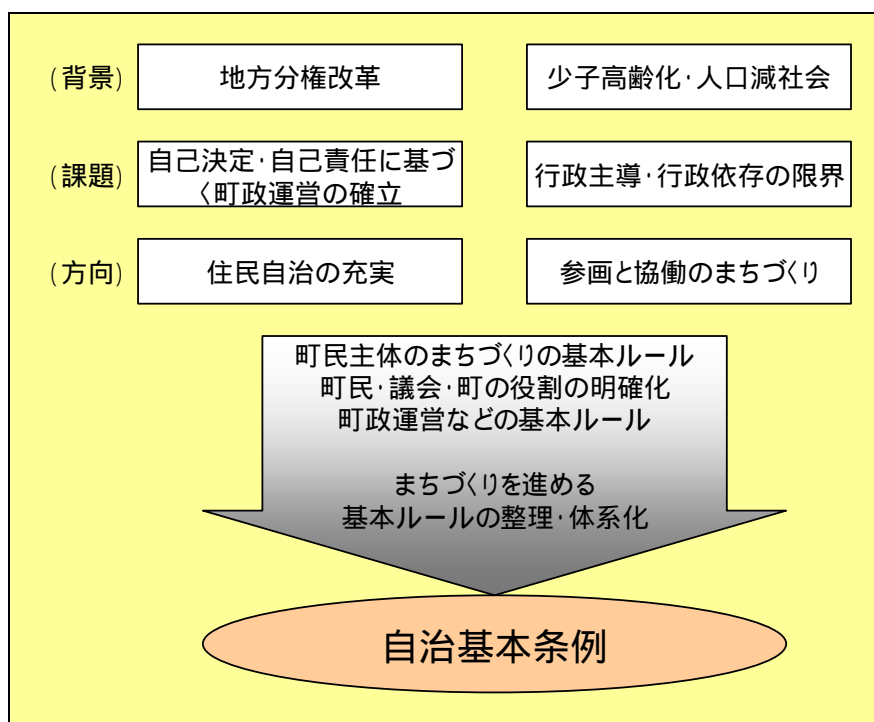
Q1 自治基本条例って何ですか

自治基本条例とは、わたしたちが暮らす上富良野町を魅力的でより快適に安心して生活できるように、まちづくりを進めていく上で基本となるルールを定めるものです。

まちづくりの基本は、町民一人ひとりが、自治の主体として積極的にまちづくりの様々な活動に参加することですが、まちづくりを全体で進めていくには、参加しやすくなるような制度が必要です。

このため、自治基本条例には、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・町(町長)それぞれの役割のほか、町民が参加する仕組みや町政運営の基本的な仕組みなどを定めています。

上富良野町におけるまちづくり全般に関する基本的なルールを定めるものであり、町政運営の基本原則として最高規範になるものです。



Q2 どうして自治基本条例が必要なのですか

地方分権の推進により、国と地方は対等の関係となり、地方自治体の役割と責任が増えました。「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで責任を持って決めていく」ことが求められています。(自己決定・自己責任)

どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのか明らかにし、そのためのルールを条例という形できちんと定めておく必要があります。

こうした時代の変化に対応し、自己決定と自己責任に基づく自治体運営を進めていくために自治基本条例の制定が必要とされています。



Q3 条例ができると何が変わるの

自治基本条例は、まちづくりに関する「理念・制度・原則」などを定めたもので、条例ができたからといって、町民皆さんの日常生活が目に見えて変化するわけではありません。

この条例に基づき、町民・議会・町(町長)それぞれが役割と責務を理解しあい、共に考え行動することができるようになることで、結果として、町民主体の公正で民主的な町政運営が行われるようになります。

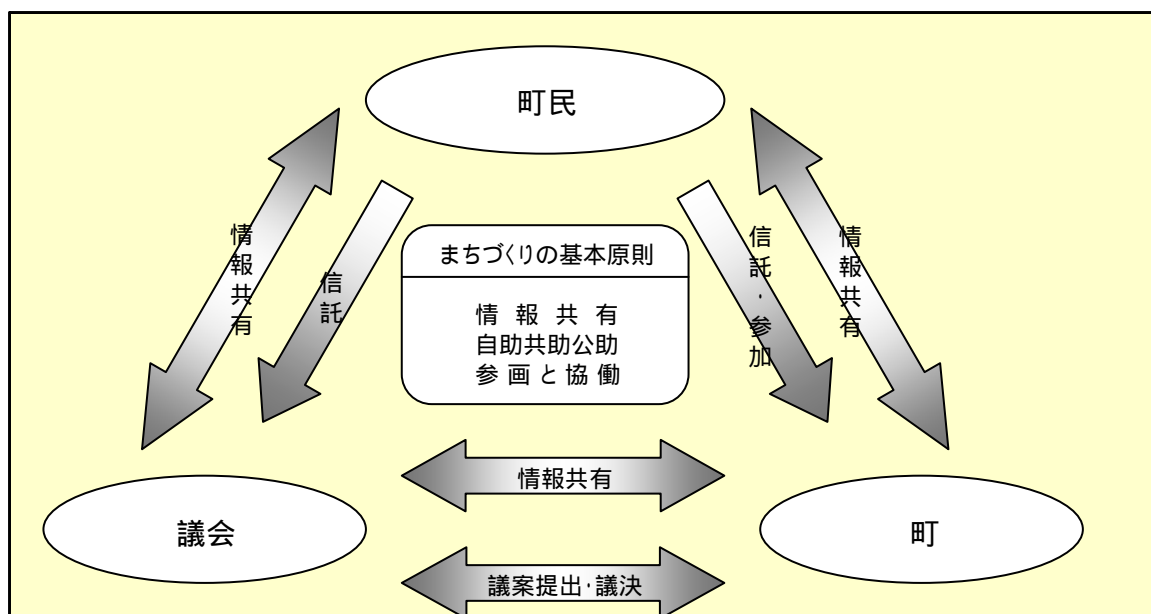
また、この条例は制定すればそれでよいというものではなく、自治を推進するための「道具」として、町民皆さんに使われて初めて効果が生まれてくるものです。

以下のような事項が効果として考えられます。

町がどのような制度や原則で運営しているか、町民・議会・町が共通認識を持つことができます。

町政運営の制度が分かりやすくなり、町政への参加・監視・点検として活用でき、行政活動の質を高めることができます。

将来にわたり町民が主役となった自治を進めていくことがあらためて明確になります。

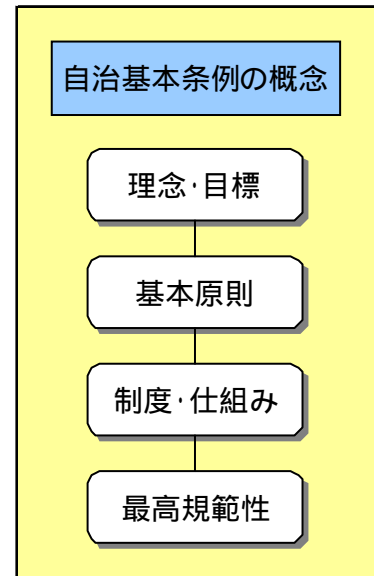


Q4 条例にはどのようなことが書かれているの

学校や社会には規則が、社会には道徳や法律があるように、それぞれの社会を円滑に発展させるためには、お互いが守るべきルールがあります。

自治基本条例は、上富良野町という単位で物事を考え決定していく場合の基本的なルールを条文という形で定めています。

前文	上富良野町の町勢や歴史的背景、まちづくりの方向性やそれを実行していくための姿勢、条例の最高規範性について書かれています
基本理念	まちづくりを進める際に共有すべき基本的な考え方を5つの言葉に表現しています。 1. 町民主体 2. 人権尊重 3. 相互補完 4. 自主自律 5. 未来志向
基本原則	まちづくりを進めていくための根本となる仕組みとして3つに整理しています。 1. 情報共有 2. 自助共助公助 3. 参画と協働
役割と責務	町民、議会（議員）、町長、職員それぞれの役割と責務を定義しています。
制度・仕組み	まちづくりの実現に向けて、必要な制度などの決まりを定めています。 1. 町政運営 2. 情報共有 3. 参画と協働 4. コミュニティ 5. 地域防災 6. 町民投票制度 7. 交流と連携



ワンポイントアドバイス

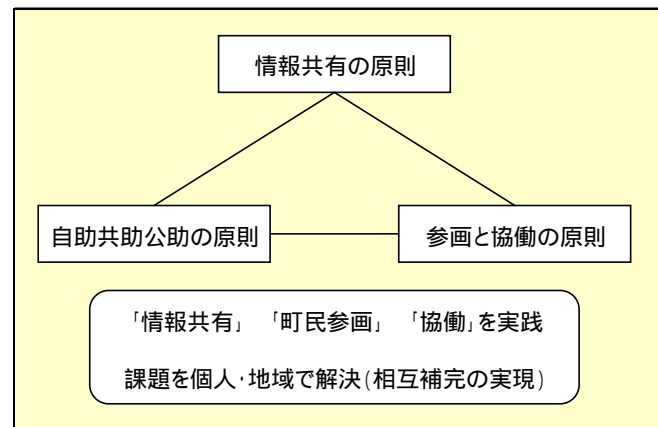
まちづくりの基本原則とは

「公正で民主的なまちづくり」を進めていくためには、町民一人ひとりが共有すべき基本理念とあわせて、根本となる仕組みを基本原則として整理しています。

上富良野町では、「情報共有の原則」「自助共助公助の原則」「参画と協働の原則」の3つを原則としています。

まちづくりに関する情報を町民が知る権利と、まちづくりに町民が参加する権利が保障されることで、まちづくりに関わる人々が相互に連携し、協働のまちづくりが実現します。

「情報共有」「住民参画」「協働」が繰り返し実践されることで、自らの課題や地域の課題を個人や地域の力で解決する「自助・共助・公助」という、相互補完の実現につながるものです。



「自助・共助・公助」とは

個人でできることは個人で解決する。個人でできないことは家庭がサポートする。 <自助>
個人や家庭で解決できないことは、地域やボランティア組織、NPO等がサポートする。 <共助>
個人や地域では、どうしても解決できない問題について、はじめて町が問題解決にサポートする。 <公助>